

長倉小学校における私的端末の使用に関する規程

幸手市立長倉小学校長

第1条(目的)

この規程は、本校教職員の学校における私的端末(携帯電話やスマートフォン、タブレット端末等)の使用に関して、その取扱いと使用の基準を定めるとともに、私的端末の使用が児童の尊厳と権利を著しく侵害することがないようにすること、また、教職員が「ICTの善き使い手」としてデジタル機器を正しく、責任をもって使うことで、誰もが安心・安全な教育環境を維持することを目的とするものである。

第2条(基本的な心構え)

1. 教職員は、常に児童の模範となる行動を意識し、私的端末の使用においてもその自覚を持つこと。
2. 勤務時間中の私的利用は原則として禁止する。
3. 私的端末を校務に使用する場合は、教育委員会または所属長の許可を得ること。
4. 教職員としての立場を損なうような投稿・通信・閲覧等を行わないこと。
5. 校舎内外での授業、校外活動、部活動等で緊急連絡が必要となる可能性のある場合は、事前に管理職の許可を得て私的端末を持ち出すこと。
6. 緊急事態発生時に、迅速な対応が必要で他に連絡手段がない場合、規定にかかわらず、保護者、児童への連絡に対して私的端末を使用することができる。

第3条(校内での私的端末の取り扱い)

1. 教育活動において、児童の活動を撮影する際は、原則として私的端末を使用しない。
2. 児童及び保護者への電話連絡およびメール連絡には、原則として私的端末を使用しない。

第4条(情報セキュリティ)

1. 校務用データを私的端末に保存する場合は、暗号化やパスワード保護など適切な対策を講じること。

第5条(SNS・電子メールの利用)

1. 児童や保護者との私的なやりとりは行わないこと。
2. SNS等への投稿は、個人情報や教育活動に関する情報を含まないよう十分に注意すること。

第6条(著作権・肖像権の遵守)

1. 授業や校務において使用する資料・画像・動画等は、著作権・肖像権を侵害しないよう十分に確認すること。
2. 無断転載や不適切な使用は行わないこと。

第7条(事故・トラブル時の対応)

1. 私的端末に関する事故(紛失・盗難・情報漏洩等)が発生した場合は、速やかに管理責任者に報告すること。
2. 必要に応じて教育委員会と連携し、適切な対応を行うこと。

附 則 この規程は、令和7年9月1日から施行する。